

各種事務事業の取扱い（林業関係）

各種事務事業の取扱い（林業関係）について提案する。

平成15年12月25日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26-4-4 各種事務事業の取扱い（林業関係）
<ul style="list-style-type: none">・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。・ 補助金等のうち、産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。・ 治山管理事務については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-4-4	各種事務事業の取扱い(林業関係)	所 管	経済産業専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。 ・補助金等のうち、産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。 ・治山管理事務については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。 			
区 分	具 体 の 取 扱 い			
1.関係団体(公共的団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合については、石狩北部、厚田、札幌の組合が合併のための協議会を設置し、検討中である。 ・花と緑の協議会については、現行のとおりとする。 			
2.関係団体(協議会等)	<p>新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。ただし、北海道林業改良普及協会、林道安全協会については、加入しないものとする。</p>			
3.補助金等	<p>合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。</p>			
4.森林管理事務	<p>合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</p>			
5.林道管理事務	<p>合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</p>			
6.緑化推進事務	<p>合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</p>			
7.治山管理事務	<p>合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。</p>			

(個 表)

1. 関係団体(公共的団体等)(第7回現況調書80~82ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	石狩北部森林組合	厚田村森林組合	石狩北部森林組合	石狩北部、厚田、札幌の森林組合は、合併のための協議会を設置し、検討中である。
	石狩市花と緑の協議会			現行のとおりとする。

2. 関係団体(協議会等)(第7回現況調書72~74ページ参照) 74ページは訂正分を参照

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	北海道治山協会石狩地方協会 北海道林道協会石狩支部 石狩・空知流域森林・林業活性化センター 北海道造林協会石狩支部 北海道森と緑の会 北海道市町村林野振興対策協議会 北海道森林整備担い手支援センター	北海道治山協会石狩地方協会 北海道林道協会石狩支部 石狩・空知流域森林・林業活性化センター 北海道造林協会石狩支部 北海道森と緑の会 北海道市町村林野振興対策協議会 北海道森林整備担い手支援センター	北海道治山協会石狩地方協会 北海道林道協会石狩支部 石狩・空知流域森林・林業活性化センター 北海道造林協会石狩支部 北海道森と緑の会 北海道市町村林野振興対策協議会 北海道森林整備担い手支援センター 北海道さくらの会	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。
	該当なし	北海道林業改良普及協会	林道安全協会	新市において加入する必要が少ないことから脱退するものとする。

3. 補助金等(第7回現況調書78~80ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
産業振興奨励補助金	石狩市産業振興奨励補助金 (内容)団体又は個人が行う産業の振興に関する事業に対し補助する。	厚田村産業振興奨励補助金 (内容)団体の行う産業の振興に関する事業に対し補助する。	浜益村産業振興奨励補助金 (内容)団体の行う産業の振興に関する事業に対し補助する。	3市村ともほぼ同様の内容であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(3 . 補助金等つづき)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
産業振興資金貸付	該当なし	<p>厚田村産業振興資金貸付 (内容)産業振興等に係る事業を行う団体に対し貸付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つなぎ資金 年利 1.3% 期間 年度内 ・長期資金 年利 0.65% 期間 7年以内(据置2年以内) <p>厚田村農林漁業特別振興資金貸付 (内容)農林漁業の生産を共同又は集団に行うことを目的とした農林漁業者の組織する団体及び団体構成員に対し貸付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者個人 貸付額 100万円以内 利率 年利1.3%以内 期間 7年以内 ・農林漁業者の組織する団体 貸付額 500万円以内 利率 年利1.3%以内 期間 7年以内 	<p>浜益村産業振興資金貸付 (内容)産業振興等に係る事業を行う団体に対し貸付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補完資金 年利 11.5%以内 期間 5年以内(据置2年以内) ・事業資金 年利 11.5%以内 期間 年度内 ・特認資金 年利 11.5%以内 期間 5年以内(据置2年以内) 	<p>新市が推進する事業を実施する産業団体や団体構成員に対し資金援助を行うことは、産業振興を図るうえで必要であることから、新たな融資及び利子補給制度などを検討し、合併時に再編するものとする。</p>

4 . 森林管理事務 (第 7 回現況調書 7 5 ~ 8 8 ページ参照)

3 市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

5 . 林道管理事務 (第 7 回現況調書 8 9 ~ 9 1 ページ参照)

3 市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

6 . 緑化推進事務 (第 7 回現況調書 9 2 ~ 9 5 ページ参照)

3 市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

7 . 治山管理事務 (第 7 回現況調書 9 6 ページ参照)

3 市村において、事務内容に大きな差異はないが、事業として実施しているのは厚田村及び浜益村であることから、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。